

平成三十年七月六日受領  
答弁第四〇九号

内閣衆質一九六第四〇九号

平成三十年七月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員白石洋一君提出内閣人事局の人事権の対象範囲に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員白石洋一君提出内閣人事局の人事権の対象範囲に関する質問に対する答弁書

一から十までについて

お尋ねの「内閣人事局が人事権を行使する」及び「内閣人事局の人事権の行使」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。